

税の申告

問合(郵送)先

市・県民税の申告／税務課市民税担当(〒350-2292住所不要)

確定申告(所得税の申告)／川越税務署(〒350-8666川越市並木452-2)

1 申告が始まります

今年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、密にならないよう『申告会場』および『日程』を増やしました。さらに、『対象地域を分けて申告の受付を行います』ので、ご理解とご協力をお願いします。

例年、申告会場は大変混雑しますので、できるかぎり『郵送』または『電子申告』でお願いします(9ページ参照)。

※ 市・県民税申告書が郵送により届いた方は、同封した返信用封筒を活用し、郵送してください

(必要書類の添付をお願いします)

市・県民税の申告が必要な方

令和3年1月1日時点で鶴ヶ島市に住居登録があり、令和2年1月1日から12月31日までの1年間で、次のいずれかに該当する方

- (1) 営業、農業、不動産などの所得があった方
- (2) 給与所得者で次に該当する方
 - ・勤務先から市に給与支払報告書の提出がなかった方
 - ・給与所得や公的年金に係る雑所得以外に所得がある方
- (3) 所得控除の申告が必要な方
- (4) 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している所得のない方または非課税所得(遺族年金など)のみの方
- (5) 一人世帯で、所得のない方または非課税所得のみの方
- (6) 配偶者の合計所得が1000万円超で、控除対象配偶者とならない方
- (7) 公的年金などの収入が400万円以下で所得税の申告が不要な方のうち、市・県民税申告が必要な方の(1)～(6)に該当する方

市・県民税の申告が不要な方

- (1) 令和2年中の所得が給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方(年末調整済の方)
- (2) 所得が公的年金(国民年金・厚生年金など)のみの方
 - ※ 医療費控除や生命保険料など、源泉徴収票に書かれていない各種控除の適用を受ける場合は申告が必要です
- (3) 所得税の確定申告書を税務署に提出している方

申告を忘れずに！

市・県民税の申告は、市・県民税や国民健康保険税の算出基礎になるものです。

申告しなかった場合、国民健康保険税などの軽減措置の適用が受けられなかったり、金融機関からの借り入れや就業援助制度などに使用する決定証明書などの各種証明書の発行ができない場合がありますので、忘れずに申告してください。

2 申告に必要なもの 「市・県民税申告」と「確定申告」の共通

- (1) 所得の計算に必要な書類
 - 給与・年金所得者／源泉徴収票(原本)、給与明細書や事業主による支払証明書など
 - その他の所得者／報酬の支払調書、収支内訳書など(収入金額と必要経費の分かる書類など)
- (2) 源泉徴収票に記載されている住所・氏名と現在の住所・氏名が異なる場合は、住民票の写し
- (3) 各種の所得控除を受ける場合は、それらの支払証明書や領収書など(生命保険料・地震保険料の控除証明書、社会保険料(※)・医療費控除の明細書(領収書は提出不要。ただし5年間の保管義務あり))

※ 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、市役所から郵送した「社会保険料控除明細書(確定申告用)」で対応できます

- (4) 本人名義の預貯金口座番号の分かるもの(預貯金通帳・キャッシュカードなど)
- (5) 本人確認書類の写し(マイナンバーカード(表面)、運転免許証、保険証など)
- (6) 個人番号(マイナンバー)確認書類の写し(マイナンバーカード(裏面)、通知カードなど)

※ その他の書類は、申告する内容によって異なります

市・県民税申告は『郵送』、
確定申告は『郵送』か『電子申告(e-Tax)』で!

3 コロナ禍でも安心！郵送、電子申告をご利用ください

今年の税申告は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、『郵送』または『電子申告』をご活用ください。申告書は、国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」で作成することができます。

- ステップ1** 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス
- ・ 税務署、市役所などに行く手間がかかりません！
 - ・ 申告期間中は24時間いつでも利用できます！
 - ・ 不明な点は電話(☎0570・01・5901)で問い合わせできます！

- ステップ2** 申告書を作成
- ・ 画面の案内に従って金額などを入力します

- ステップ3** 申告書を提出
- 印刷して提出(郵送料は自己負担)
 - ※ コンビニなどのプリントサービス(有料)で印刷できます
 - 作成コーナーから電子(e-Tax)で送信
 - ※ マイナンバーカードなどの電子証明書、ICカードリーダーまたは税務署で発行したID・パスワードが必要です



国税庁HPはこちら

4 申告会場・日程

① 川越税務署

「確定申告」全般の受付。還付申告は随時受付。
2月1日(月)～3月15日(月) 9時～16時
※ 8時30分から平日のみ受付。ただし、2月21日(日)、28日(日)は受付を行います。混雑時は早めに締め切ることがあります
税務署は「入場整理券」が必要です。入場整理券は当日会

場で配布します。配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。また、オンライン(LINE)による事前の発行もあります。

場所および問合先

川越税務署(JR川越線南古谷駅から徒歩7分)
☎235・9411(自動音声案内)
※ 駐車場が狭いため、車での来場はご遠慮ください

② 市役所(1階ロビー受付会場)、市民センター、女性センター

「市・県民税申告」、所得税および復興特別所得税の「確定申告」。
※ 各会場では対象地域を設けています。密を避けるため、対象地域日以内での来場にご協力ください

【市の会場(②)で受付できない申告】税務署で申告を

- ・ 過年分の確定申告
- ・ 分離所得の確定申告(株式の譲渡所得、土地・建物の

譲渡所得、申告分離課税を選択した配当所得、先物取引に係る雑所得、その他)

- ・ 国外に居住する親族を被扶養者とする確定申告(源泉徴収票に記載済の場合を除く)
- ・ 初年度の住宅借入金等特別控除の申告(2年目以降は可)、その他住宅関係の控除に係る確定申告
- ・ 損失の繰越を伴う確定申告
- ・ 青色申告
- ・ 雑損控除や災害減免法による減免に係る確定申告

会場	受付日	受付時間	対象地域
西市民センター	2月1日(月)・2日(火)・3日(水)	9時30分～11時30分、 13時30分～16時	中新田、新町、上新田、町屋、三ツ木、藤金、三ツ木新田
大橋市民センター	2月4日(木)・5日(金)・6日(土)	※ 各会場の3日目は、午前のみ の受付です	柳戸町、太田ヶ谷、鶴ヶ丘、松ヶ丘、南町、藤金、三ツ木新田
東市民センター	2月8日(月)・9日(火)・10日(水)	※ 対象地域外も受け付けます ※ 駐車場が狭いため、つるバス・ つるワゴンなどをご利用ください	藤金、上広谷、五味ヶ谷、富士見
女性センター	2月12日(金)・13日(土)・15日(月)	※ 開館時間(9時)前の来館は、ご 遠慮ください	脚折、脚折町、共栄町、高倉、下新田、羽折町、藤金
市役所	2月16日(火)～20日(土)	平日 9時～11時、13時30分～16時 土曜日 9時～11時	西部地区(脚折、脚折町、共栄町、高倉、下新田、羽折町、 中新田、新町、上新田、町屋、藤金)
	2月22日(月)～27日(土)	※ 日曜日、祝日の受付は行いません ※ 開庁時間(8時30分)前の来庁 は、ご遠慮ください	東部地区(三ツ木、柳戸町、太田ヶ谷、上広谷、五味ヶ谷、富 士見、鶴ヶ丘、松ヶ丘、南町、藤金、三ツ木新田、三ツ木新田)
	3月1日(月)～15日(月)		全地域

5 必ずお読みください

受付方法が変わります

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年と申告の受付方法を変更します。

- (1) 仮受付入口にて、検温とアルコール消毒を行っていただきます。
- (2) 検温後、仮受付窓口で呼び出しベル(白)をお渡します。それを持って待合所(市役所の場合は504会議室など)でお待ちいただきます。
- (3) 呼び出しベル(白)が鳴ったら、受付会場にお越しいただき、職員が書類の確認を行います。
- (4) 書類確認ができましたら、再度呼び出しベル(青)をお渡します。待合所でお待ちいただきます。
- (5) 呼び出しベル(青)が鳴ったら申告会場までお越しいただき、申告を行います。

申告会場

- (1) ご来場の際は必ず**マスクを着用**し、会場での**検温・アルコール消毒**にご協力ください。風邪のような症状がみられる方や、体調不良の方は来場を控えてください。来場時、検温で37.5度以上の発熱が確認された方や、検温に応じていただけない方は、申告会場への入場をお断りします。
- (2) 定期的に会場の換気を行います。寒い場合がありますので、各自で**防寒対策**をお願いします。
- (3) 午前中の早い時間帯は混雑する傾向があります。

事前の準備をお願いします

お待ちいただく時間を短縮するため、申告会場では必要な書類が整っている方から受け付けます。

医療費控除やセルフメディケーション税制の「明細書」が未作成の場合や、住宅借入金特別控除申告書、事業所得・不動産所得・農業所得の「収支内訳書」が未作成の場合は、税額の計算ができないため、**受付できませんので必ず事前にご記入をお願いします。**

よくある忘れ物

- ・生命保険契約による一時所得またはその他の雑所得のある場合→収入額および必要経費相当額を明らかにする書類
※ 所得額を算出するために必要です
- ・配当所得(総合課税:投資信託による収益の分配)のある場合→投資信託における「株式:債権」の比率および「国内株式:海外株式」の比率を明らかにする書類(特定口座年間取引報告書など)
※ 配当控除額を算出するために必要です

医療費控除とセルフメディケーション税制

領収書の提出は不要(5年間の保管義務あり)ですが、「明細書」の提出が必要です(明細書は市または国税庁ホームページからダウンロードできます)。

【必要なもの】

『医療費控除』令和2年中に支払った医療費の明細書
『セルフメディケーション税制』令和2年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の明細書、「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類

※ セルフメディケーション税制は、医療費控除との選択適用であり、申告期限後の変更はできません

ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請手続きをした方へ

「市・県民税申告」または「確定申告」を行った場合は、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請は全て無効となります。

申告の際は、ふるさと納税に係る寄附金受領証明書を忘れずに持参し、申告してください。

上場株式等の配当所得などに係る住民税の課税方式の選択

特定配当等に係る所得および特定株式等譲渡所得金額に係る所得(源泉徴収がある特定口座に係る所得)は、所得税と異なる課税方式を選択することができます。

市・県民税申告書裏面14「上場株式等の配当等に係る課税方式について(所得税と異なる課税方式の選択)」の該当箇所を選択し、納税通知書送達日までに提出してください。

申告で使用する諸証明の発行

問合先 介護保険課介護保険担当

「市・県民税申告」または「確定申告」の控除で、障害者控除対象者認定書などが必要な方は、介護保険課で申請してください。

また、介護保険の一部のサービスは医療費控除の対象となる場合がありますので、川越税務署へお問い合わせください。

【障害者控除対象者認定書】

身体障害者手帳などの交付を受けていない方でも、65歳以上で要介護1から5の認定を受け、要件に該当する方には、認定書を発行します。

【おむつ代の医療費控除確認書】

おむつ代の医療費控除を受けるには、医師の証明書が必要です。ただし、2年目以降で、要介護などの認定を受け、要件に該当する方には、医師の証明書の代わりとなる確認書を発行します。

国民年金保険料の納付は便利な口座振替で

問合せ先 保険年金課国民年金担当

振替方法	保険料額	割引額
毎月納付	1万6540円	-
前納(前払い)	早割	1万6490円 50円
	6か月前納	9万8110円 1130円
	1年前納	19万4320円 4160円
	2年前納	38万1960円 1万5840円

付加保険料込みで前納する場合

振替方法	保険料額	割引額
毎月納付	1万6940円	-
前納(前払い)	早割	1万6890円 50円
	6か月前納	10万 480円 1160円
	1年前納	19万9020円 4260円
	2年前納	39万1180円 1万6220円

※ 上記の表については、令和2年度ベースでの表記となっています

国民年金保険料は、口座振替の早割・前納を利用することにより、毎月納付書で納付するよりもお得に納付することができます。

保険料の納付期限は翌月末ですが、「早割」では当月末に引き落としをすることで毎月50円安くなります。

さらに、6か月分、1年分、2年分を一括で口座振替をする「前納」では、より割引額が大きくなります。

なお、6か月前納(4月～9月分)、1年前納、2年前納の手続きは2月末日が期限です。早めに手続きをしてください。

この機会に、ぜひ口座振替納付されることをお勧めします。

手続きする場所
口座振替を希望する金融機関または川越年金事務所
手続きに必要なもの
年金手帳または納付書、通帳、金融機関の届出印

付加保険料のご案内
国民年金には付加年金制度があります。
国民年金に加入されている方は、定額保険料に上乗せして納めることで受給する年金額を増やすことができます。
申込みをした月からの加入になり、付加保険料は月額400円です。

防犯表彰を受賞しました

問合せ先 安心安全推進課
交通安全・防犯担当

10月19日、埼玉県防犯のまちづくり県民大会が行われ、高橋保さんが地域安全功労者表彰を受賞されました。

この表彰は、振り込め詐欺撲滅キャンペーンや市民青色防犯パトロールなどの防犯活動



動を、永年にわたり尽力・貢献された功績が認められたものです。

国民年金保険料に関するQ & A

- Q. 口座振替で納付している場合、厚生年金へ加入したら口座振替は停止されますか？**
A. 厚生年金の加入手続き完了後、停止されます。しかし、厚生年金の加入手続きには一定時間を要するため、引き落としがされてしまう場合もあります(厚生年金と重複した場合は、後日還付となります)。
- Q. 1年間前納して途中で厚生年金に加入したとき、重複して納めた保険料を返してもらうにはどうしたらいいですか？**
A. 重複した期間が判明した場合、日本年金機構から還付の書類が送付されますので必要事項を記入し、返送してください。
- Q. 保険料を納めなかった期間がある場合、今から納めることができますか？**
A. 保険料は、納付期限から2年以内であれば納めることができます。
例：平成31年1月分は、令和3年2月末まで納付が可能
- Q. 9月1日に60歳になります。1年前納での口座振替をしています。どうなりますか？**
A. 年度の途中で60歳になる方の前納期間は60歳到達日(誕生日の前日)の属する前月分までのため、令和3年4月から7月分までが引き落としの対象となります。
- Q. 付加保険料を納めた場合、どのくらいもらえますか？**
A. 付加保険料を納付することで、年金受給時に「200円×納付月数」が加算されます。
例：10年間付加保険料を納めた場合「400円×120月＝4万8000円」1年間の受給額「200円×120月＝2万4000円」

交通事故からあなたを守るために

問合せ 安心安全推進課交通安全・防犯担当

交通事故はいつ、どこで起きるかは分からず、家の外に出たら、誰でも交通事故に遭う危険性があります。市内の令和2年の交通事故発生件数は前年と比べて減少していますが、信号無視や横断歩行者妨害など、車の交通法令違反が原因の事故が増加しています。

運転者にはどんなときでも交通ルールを守る責任と義務があります。交通ルールを厳守することは、相手だけではなく、自分の命や身体を守ることに繋がります。運転者が事故を起こさない意識を持つことはもちろんですが、自転車や歩行者も交通事故に遭わないように交通ルールを守り、「自分の命は自分で守る」心掛けを持ちましょう。

横断歩道は歩行者優先

横断歩道における歩行者の優先は交通ルールの基本です。しかし、令和元年の県内調査では、信号機のない横断歩道を渡ろうとして、歩行者が近づいてくる車に手をあげても、7割以上の車が停止しないなど、いまだ歩行者優先に対する意識の低い現状が明らかとなりました。「自分は運転に慣れているから大丈夫」などと思いつまらず、悲惨な死亡事故をなくすために、もう一度交通ルールを確認し、徹底しましょう。

また、県は横断歩道の歩行者優先を分かりやすく説明した動画を作成しました。

ぜひご確認ください。



動画はこちら

さいたまお父さん

横断歩道に近づいたときは

減速

停止できる速度に
横断歩道付近は、歩行者や自転車の飛び出しなどに備える必要があります。



横断歩道に横断歩行者などがある

ときは**一時停止**

横断者がいる場合、また横断しようとしている歩行者がいる場合は、必ず一時停止します。



横断歩道手前の

**追い抜き・
追い越し禁止**

横断歩道の手前30m以内は追い越しも追い抜きもしてはいけません。



横断歩道の前に停止車両がある

ときは必ず**一時停止**



歩行者も交通ルールとマナーを守りましょう

歩行中に無理な横断、斜め横断をしていませんか？近年、歩行者側に交通ルール違反がある事故も数多く発生しています。県内でも毎年、歩行者と車の事故で、横断歩道以外の場所を横断中に事故に遭い、亡くなられた方が多くいます。特に、夕暮れ時の事故が多く、「運転者から見えている、止まってくれる」などの先入観は事故に遭う危険性を高めます。自分は歩行者だから守られるべき存在であると過信せず、自分の身を守るためにも、ルールとマナーを守りましょう。



道路を横断するときは**歩道橋**や**横断歩道**を利用しましょう

信号無視、走行している自動車の直前や直後の横断、斜め横断、横断禁止場所での横断は重大事故を引き起こす要因となります。青信号や横断歩道でも油断はせず、安全確認をしっかりと行いましょう。



右側通行を心掛けましょう

歩道や路側帯がない道路では、歩行者は道路の右側端を通行しなければなりません。これは道路の左側を通る車などの運転者と、右側を通る歩行者がお互いを認識しながら通行する「対面通行」によって事故を防ぐ意味があります。しかし、運転者が歩行者を常に認識できているとは限りません。特に大型車は死角が多く、「見えている」という先入観は大変危険です。大型車が近づいてきたら、通り過ぎるまで待つなど余裕を持った行動を心掛けましょう。



夕暮れ時や夜間の歩行には

明るい色の服装や

反射材、LEDライトの使用がドライバーに発見されやすく有効です

危険！あおり運転は絶対やめましょう

あおり運転とは？

他の車などに対し、妨害する目的での不必要なブレーキ、急な進路変更、幅寄せや急な加減速、不必要なクラクションの反復などの違反行為をすることがあおり運転です。あおり運転は、重大な交通事故につながる極めて悪質・危険な行為です。違反1回で免許取消処分となり、最長5年の懲役刑や罰金など厳しい罰則を受けます。車を運転する際は、周りの車に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って、安全な速度・方法での運転を心掛け、十分な車間距離を保つとともに、不必要な急ブレーキや無理な進路変更などは絶対にやめましょう。

もしも、「あおり運転」に遭遇してしまったら

- ・挑発に乗ることなく、できるだけ道路の左端に寄るなどして相手を先に行かせましょう。
- ・サービスエリアや駐車場など、交通事故に遭わない場所に入り、車を止めましょう。
- ・ためらうことなく、110番通報をしてください。ドアをロックし、車内で警察の到着を待ちましょう。
- ・もしもに備えて、ドライブレコーダーを設置しておきましょう。事故やトラブルの際に証拠を残すだけでなく、あおられ防止にも効果的です。

交通安全のために大切なこと

心にゆとりを持った運転を

焦りや不安は、注意が散漫になり、周囲へ目が向かず、冷静に考え、的確な判断を行うことができません。その結果、速度超過や信号無視、急な右左折などの「先を急ぐ」ことを優先してしまい、事故を引き起こす危険性が高まります。

時間に余裕をもって出発し、運転中に自分自身が「焦っている」、「イライラしている」と感じたら、大きく深呼吸をして冷静になるよう心掛けましょう。

どんなときでも交差点では右折先の横断歩道、左折時の巻き込み確認を徹底してください。特に自宅の車庫やお店の駐車場など道路に面した場所に入出入りするため歩道を横切るときは、その直前で一時停止し、周囲の安全を必ず確認しましょう。歩行者や自転車が近くにいるようであれば、「お先にどうぞ」という気持ちで通過するまで待つことが事故を防ぎます。



命を守るために

交通事故は、一瞬の不注意で多くのものを奪い、失われた命や幸せな生活は二度と戻りません。被害者や被害者家族などに一生癒えることのない深い悲しみを与え、加害者も、「人の命を奪ってしまった」という罪悪感と、様々な責任を、一生背負って生きて行かなければなりません。それは、加害者本人だけではなく、その家族や親族までもが同じ苦しみを背負うこととなります。交通事故は一人ひとりの心掛けで防ぐことができます。運転者も歩行者もお互いに交通ルールを守り、思いやりの心で交通事故を防ぎましょう。

市町村交通災害共済に加入しましょう

交通災害共済は、県内の加入市町村がその住民の方々を対象に、共同で実施する公的共済制度です。皆さんが会費を出し合い、交通事故により負傷した会員の方にお見舞金をお支払いする助け合いの制度です。ワンコインでもしものときに備えましょう。

※ 交通災害共済は、事故を起こしてしまったときに相手方の損害を補償するものではありません。また、県内で加入が義務化されている自転車保険とも異なります

共済期間 4月1日(木)～令和4年3月31日(木)

年会費 500円

加入受付 2月1日(月)～

加入申込 折り込みの加入申込書に必要事項を記入の上、安心安全推進課、各市民センター、若葉駅前出張所、または郵便局まで、会費を添えて申し込んでください。

見舞金請求 交通事故によりケガをして見舞金請求を行う場合は、安心安全推進課交通安全・防犯担当にお問い合わせください。

今月号の折り込みを
ご確認ください！



全国一斉情報伝達訓練を行います

問合せ 安心安全推進課防災担当

地震や武力攻撃などの発生に備え、国の主導により、情報伝達訓練を行います。

この訓練は、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）を用いた訓練で、国から送られてくる緊急情報を市の防災行政無線（防災ラジオ）から自動的に一斉放送する訓練です。

放送日時 2月17日(水)11時頃

放送内容 「チャイム音」これは、Ｊアラートのテストです。（繰り返し3回）

こちらは、防災つるがしまで（チャイム音）」

※ 災害時などは訓練を中止する場合があります

ふるさと納税返礼品のパートナー企業を募集しています

問合せ 産業振興課商工労政担当

市では、ふるさと納税の返礼品のパートナー企業を募集しています。

返礼品は商品だけでなく、鶴ヶ島に来て、遊びや体験をするサービス提供型の返礼品の申込みも受け付けています。

ふるさと納税記念品として紹介されることにより、全国的なPRを行うことができるので、販路拡大などにつながります。

返礼品の提供事業者としての要件

- ・市内に事業所などが所在していること
- ・市税の滞納がないこと
- ・商品は市の品位を損なうおそれがないこと など

提供いただく返礼品の基準

- ・総務省において、ふるさと納税記念品の基準が設けられています。記念品として申込みいただく際は、必ず基準を満たすようお願いいたします。

地場産品基準

- ・市内において返礼品などの原材料の主要な部分が生産されたもの
 - ・市内において返礼品などの製造、加工その他の工程のうち、主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの など
- ※ その他の詳細は、直接お問い合わせください

防災ラジオからの放送を終了します

問合せ 安心安全推進課防災担当

防災ラジオの放送終了

防災行政無線のデジタル化工事完了に伴い、防災ラジオからの防災放送が2月末で終了します。

現在お持ちの防災ラジオは、引き続きFM／AM放送の受信や、懐中電灯として使用できますので、非常時などにご利用ください。

その他の情報提供サービス 防災行政無線テレフォンサービス

防災放送の内容を音声により確認できます。

☎ 0800・800・6378
（無料）

電話が集中した場合は、話中となりますので、時間を置いて掛け直してください。

050で始まるIP電話サービスをご利用の場合は、☎ 271・1717（有料）にお掛けください。

市ホームページ

防災行政無線で放送された内容の確認ができます。休日などは放送内容の反映まで

に、多少時間がかかることがあります。

市ツイッター

放送された内容を文字により確認できます。市ホームページからアクセスができます。



ツイッター

つるがしまメールマガジン

利用者が登録したメールアドレス宛に、市からの情報をお届けします。

安心安全メールに登録すると、災害や防犯などの情報を受信することができます。また、防災無線の放送と同時に放送内容のメールも届きます（児童の見守り放送、夕焼け放送などの定時放送は除きます）。



メールマガジン

(仮称)圏央鶴ヶ島IC東側調整池(公園1・2)の貸出

問合先 生涯学習スポーツ課市民スポーツ担当

埼玉県農業大学校跡地に整備された多目的に利用できる(仮称)圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側調整池(公園1・2)の貸し出しを、4月より開始する予定です。

令和3年度上半期(4月～9月)の大会などの利用調整会議を開催しますので、自治会、子ども会、体育協会に加盟するスポーツ団体などで使用予定のある団体は、ご出席ください。

- | | |
|-------------|------------------|
| 日時 | 2月13日(土)10時～ |
| 場所 | 市役所5階会議室 |
| 対象施設 | 公園1
主に野球などに使用 |
| | 公園2
主にサッカーに使用 |
| 対象期間 | 4月～9月分 |

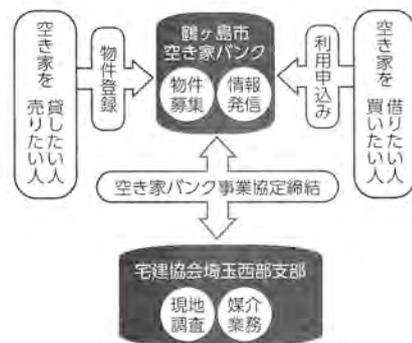
空き家バンクについて

問合先 都市計画課開発建築担当

「空き家バンク」とは、空き家を売却・賃貸したい方から登録を受けた物件情報を、宅地建物取引業者を媒介し、空き家を購入・賃借したい方に紹介する制度です。

市では、(公社)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部と空き家バンクに関する協定を締結し、活用を促進しています。

空き家バンクの利用をお考えの方は、都市計画課までご連絡ください。



教育振興基本計画(素案)への意見募集

問合先 教育総務課総務担当

教育委員会では、市の教育行政を進めていく基本的な考え方として「第3期鶴ヶ島市教育振興基本計画」の策定を進めています。

今回、計画(素案)に対する意見を募集します。

期間
2月1日(月)～3月1日(月)

計画(素案)の閲覧場所
市ホームページ、市役所情報公開コーナー、若葉駅前出張所、女性センター、中央図書館、各市民センター、教育

意見の提出方法
住所、氏名、電話番号、意見(様式自由)を記入し、直接または郵送(〒350-2292住所不要)、ファクシミリ(FAX271-4280)、メール(☒10800010@city.tsurugashima.lg.jp)で教育総務課へ

※ 電話や窓口での口頭の意見は受付できません

都市計画マスタープラン(素案)への意見募集

問合先 都市計画課都市計画担当

市では、鶴ヶ島市都市計画マスタープランの一部改訂を進めています。

今回、計画(素案)に対する意見を募集します。

期間
2月1日(月)～3月1日(月)

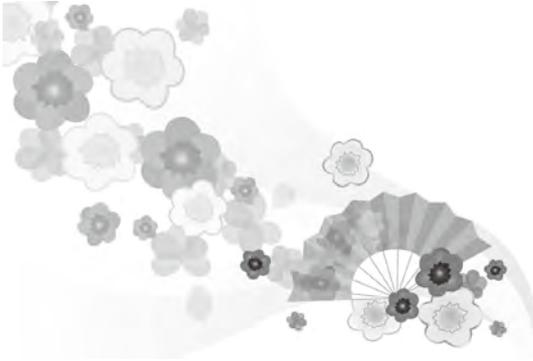
計画(素案)の閲覧場所
市ホームページ、市役所情報公開コーナー、若葉駅前出張所、女性センター、中央図書館、各市民センター、都市

意見の提出方法
住所、氏名、電話番号、意見(様式自由)を記入し、直接または郵送(〒350-2292住所不要)、ファクシミリ、メール(☒10600010@city.tsurugashima.lg.jp)で都市計画課へ

※ 電話や窓口での口頭の意見は受付できません

令和2年度鶴ヶ島市表彰式

問合先 秘書広報課秘書担当



保健衛生功労
 佐野 知子 さん
 今井 江美子 さん

社会福祉功労
 谷辻 利郎 さん

鶴ヶ島市表彰
自治功労
 大久保 好博 さん
 小川 光昭 さん
 藤岡 利子 さん
 鬼丸 乙彦 さん
 中村 由美子 さん

1月9日、令和2年度鶴ヶ島市表彰式において、市政発展に貢献された方々へ、表彰状の贈呈を行いました。



つるの里奨励賞
 清水 陽音 さん
 坂脇 憲広 さん
 山北 莉緒 さん
 清水 梨音 さん
 渡邊 穂萌 さん
 渡邊 禮心 さん
 萩谷 彩泉 さん
 柴田 優希 さん
 荒木 夢佳 さん
 成瀬 結菜 さん
 大下 魁正 さん
 栗原 遥大 さん
 古谷 秀斗 さん
 船橋 星来 さん
 山田 和花 さん
 三輪 颯太 さん
 井上 理恵 さん
 鶴ヶ島中学校駅伝部

